

大洲市青年農業者協議会規約

(名称及び事務局)

第1条 この会は、大洲市青年農業者協議会と称し、事務局を大洲市役所本庁農林振興課内におく。

(目的)

第2条 この会は、日常生活の中から最も身近な問題をとらえて解決するために、部門部活動を通じて青年農業者としての知識と技能を修得するとともに、地域の農業発展に寄与することを目的とする。

(会員及び組織)

第3条 この会は、大洲市内に在住し農業に従事する者及びその予定者と、これに賛同する農村女子青年をもって組織する。

(事業)

第4条 この会は、目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 農業技術、並びに経営の近代化の推進に関すること
- (2) 研究会、研修会の開催
- (3) 個別経営、地域農業の調査研究、並びに実践活動
- (4) 関係機関、団体との連絡協調
- (5) その他、目的達成に必要な事業

(役員及び任務)

第5条 この会に次の役員をおく。

会長 1名 副会長 1名 会計 1名 監事 2名

- (1) 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- (2) 役員は総会で選出する。
- (3) 会長は会務を総括し、副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (4) 会計は、この会の会計事務を処理する。
- (5) 監事は、この会の会計を監査する。
- (6) 役員に対する年間報酬は、次のとおりとする。

会	長	20,000円	副	会	長	5,000円
会	計	3,000円	監	事	無	償

(会議)

第6条 この会は次の会議をもち、会議は会長が召集する。

総会

総会は、毎年1回通常総会を開くほか、必要により臨時総会を開くことができる。

総会は、会員の2分の1以上の出席によって成立する。ただし、委任状を提出したものは出席者とみなす。

総会に附議すべき事項

- ア 事業計画並びに報告
- イ 収支予算並びに決算
- ウ 役員改選
- エ 規約の改正
- オ その他、必要と認める事項

(会計)

第7条 この会の経費は、会費および事業収入、補助金、寄付金をもってこれにあてる。会計年度は、総会開催日に始まり次年度の総会開催日前日をもって終わる。

(会費)

第8条 この会の年会費は、4,000円とする。

(慶弔金の贈与)

第9条 会員が次のいずれかに該当する場合は、それぞれの金額を贈与する。また、これ以外の事由については、役員の協議で決定する。

- | | |
|-----------------------|--------|
| (1) 会員が事実上婚姻したとき | 5,000円 |
| (2) 会員、又はその配偶者が出産したとき | 5,000円 |
| (3) 会員、又はその父母が死亡したとき | 5,000円 |

前項による贈与額は、贈与額相当の品物でもよく、また、前項にある受贈者は理由の如何を問わず、返礼を行わないものとする。

(相談役)

第10条 会を退会した者の中から相談役を選任し、活動に対する助言・提言を受け、また共に活動できるものとする。ただし、無報酬かつ会費の徴収はしないものとする。

(その他)

第11条 この規約に定める他、会の運営に必要な事項は、総会もしくは臨時総会において決定することができる。

(附則)

この規約は、平成17年4月15日から施行する。

(附則)

この規約は、平成18年4月15日から施行する。

(附則)

この規約は、平成20年4月15日から施行する。

(附則)

この規約は、平成22年4月16日から施行する。

(附則)

この規約は、平成28年4月19日から施行する。

(附則)

この規約は、令和5年5月12日から施行する。